

議 案 書

教育委員会
令和 8 年 8 月定例会

議 事 日 程

日 程	1	教育委員会議事録の承認について ……	P 3
日 程	2	第 2 1 号報告 …………… 長崎市科学館運営協議会の審議結果について	P 4 ～ 7
日 程	3	第 5 3 号議案 …………… 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について	P 8 ～ 1 0
日 程	4	第 5 4 号議案 …………… 長崎市出島史跡整備審議会委員の委嘱について	P 1 1 ～ 1 5
日 程	5	第 5 5 号議案 …………… 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について	P 1 6 ～ 4 2

教育委員会議事録の承認について

・ 令和 8 年 7 月 2 7 日 定例会議事録案

・ ・ ・ 別 添

第 2 1 号 報 告

長崎市科学館運営協議会の審議結果について

令和 8 年 7 月 2 4 日に開催した長崎市科学館運営協議会の審議結果は、別紙のとおりです。

令和 8 年 8 月 1 9 日 提 出

長崎市科学館運営協議会

会 長 原 田 康 英

理 由

長崎市科学館運営協議会の審議結果について、長崎市科学館条例施行規則第 2 2 条の規定に基づき教育委員会に報告する。

「別紙」

長崎市科学館運営協議会の審議結果

- 1 日時 令和8年7月24日（金）13時30分から15時30分まで
- 2 場所 長崎市科学館 工作室
- 3 出席者 委員 12人中10人出席

事務局 教委総務部長、生涯学習施設課長、

同課施設活用係長、同課職員1人、

指定管理者 館長、運営マネージャー

4 審議概要

(1) 特別展視察

(2) 審議事項

ア 令和7年度の事業報告について

イ 令和8年度の事業計画について

5 主な意見

(1) 夏の特別展について、説明や掲示物はあるが、目立たず素通りしているので、導線上における照明や仕切りの追加など、立ち止まる工夫がほしい。

(2) 特別展出口の化石レプリカについて、どの恐竜のどの部分かわかるイラストや説明がほしい。恐竜の解説は大人でも興味深く、利用者が持ち帰る情報が多くなる展示としてほしい。

(3) 令和7年度から開始した「年間パスポート」の状況についてはどのようなになっているのか。

→ 令和7年度は562枚販売し、利用者数から単純計算すると常設展示においては一枚あたり3.5回分利用いただいている。科学館へ足

を運んでもらう仕掛けづくりとして導入し、料金設定を2.5回分に設定した経緯を踏まえると、料金設定以上にリピート客の集客効果があり、リピート客にとっても費用面でのメリットがあったといえる。

(4) インスタグラムは情報の拡散力が強いので、科学館の年間パスポートや企画展もインスタグラムに掲載すると、コストもかからず広く周知できると考えるが、活用はしているのか。

→ 科学館もインスタグラムのアカウントは作成しているが、フォロワー数は伸び悩んでいる。今回の特別展については、情報拡散に影響力が期待できるインフルエンサーに依頼し、取材をしてもらった。

「参 照」

○ 長崎市科学館条例（抜粋）

（科学館運営協議会）

第 1 5 条 科学館の適切な運営に関し必要な事項を調査審議するため、長崎市科学館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

〔 以下、略 〕

○ 長崎市科学館条例施行規則（抜粋）

（運営協議会の審議結果の報告）

第 2 2 条 条例第 1 5 条に規定する長崎市科学館運営協議会（以下この条及び次条において「協議会」という。）の会長は、協議会の審議が終わったときは、速やかにその結果を教育委員会に報告しなければならない。

〔 以下、略 〕

第 5 3 号議案

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価については別紙のとおりとし、これを議会へ提出する。

令和 8 年 8 月 1 9 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 6 条第 1 項に規定する点検及び評価について、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 1 1 号の規定に基づき、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「別 紙」

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に
係る点検及び評価について 別 冊

「参 照」

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 2 6 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔 中 略 〕

(11) 法第 2 6 条に規定する点検及び評価に関すること。

〔 以下、略 〕